

専門部会設置規定

第1条 南阿蘇村環境保全農業推進協議会規約第13条に基づき、生産、販売及び技術部会を設置する。

(部会)

第2条 各部会は総会で決定された事業の推進活動を行う。

- 生産部会：1 協議会生産組織の活動に関すること
2 南阿蘇村型特別栽培農産物の認証、申請に関すること
3 その他、生産部会活動推進に寄与すること
- 販売部会：1 南阿蘇村型特別栽培農産物等の販売促進に関すること
2 南阿蘇村型特別栽培農産物等の農産物の市場、宣伝に関すること
3 その他、販売部会活動推進に関すること
- 技術部会：1 生産技術の実証、普及に関すること
2 南阿蘇村型特別栽培農産物の認証、審査に関すること
3 その他、技術部会活動推進に関すること
- 2 各部会は必要に応じて随時、開催し、部会長が招集する。

(部会長の委嘱等)

第3条 各部会に部会長を置くが、部会長は会長が委嘱する。

2 部会長は必要に応じて副部会長と部会員を置くことができる。

3 部会長、副部会長及び部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第4条 本設置規定に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長と協議し、別途定める。

附則 本規約は平成24年3月22日から施行する。